

那 霸 市 公 報

第 1 4 7 7 号
 毎月 2 回 1, 15 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について (建築指導課)	3
建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について (建築指導課)	5
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	7
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	7
平成 19 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号) (財政課)	7
平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (区画整理課)	13
平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課)	15
平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (ちゃーがんじゅう課)	16
平成 20 年度那覇市一般会計予算 (財政課)	18
平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (区画整理課)	25
那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅室)	28
那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅室)	28
平成 20 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について (環境政策課)	29

公 告

那覇広域都市計画地区計画の原案について (都市計画課)	30
-------------------------------	----

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について (建築指導課)	30
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	31
那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)	32

消防本部訓令

那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程	33
-------------------------------	----

上下水道局規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程	36
----------------------------------	----

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	37
-----------------------------	----

上下水道局公告

那覇市流域関連公共下水道事業計画変更の公告について	37
---------------------------------	----

教育委員会規則

那覇市就学指導委員会規則等の一部を改正する規則	39
-------------------------------	----

告 示

那覇市告示第163号
平成20年3月6日
掲 示 済

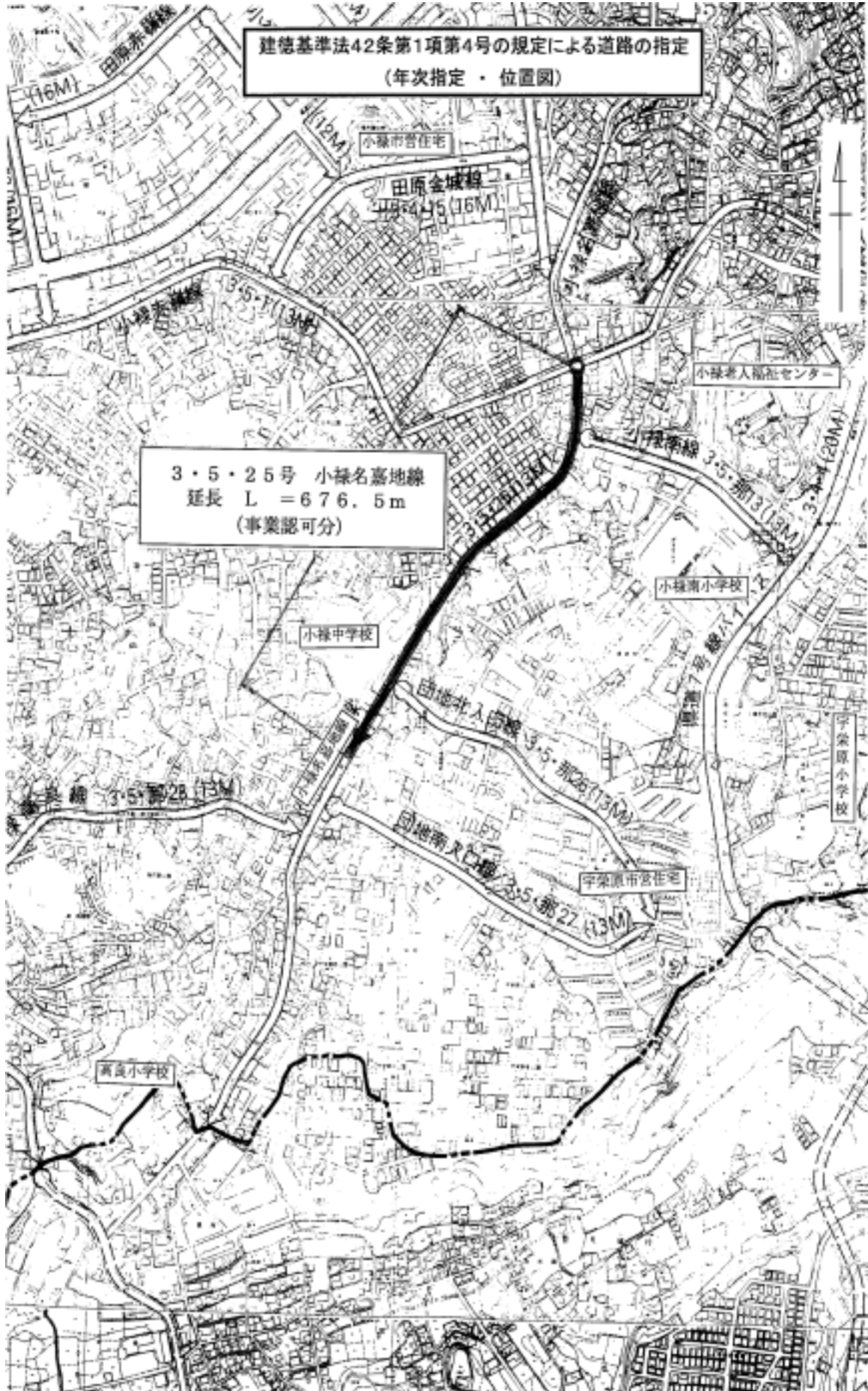
建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 3・5・25 小禄名嘉地線	676.5m	13m ~ 19.34m	別図参照



那覇市告示第165号
平成20年3月13日
掲 示 済

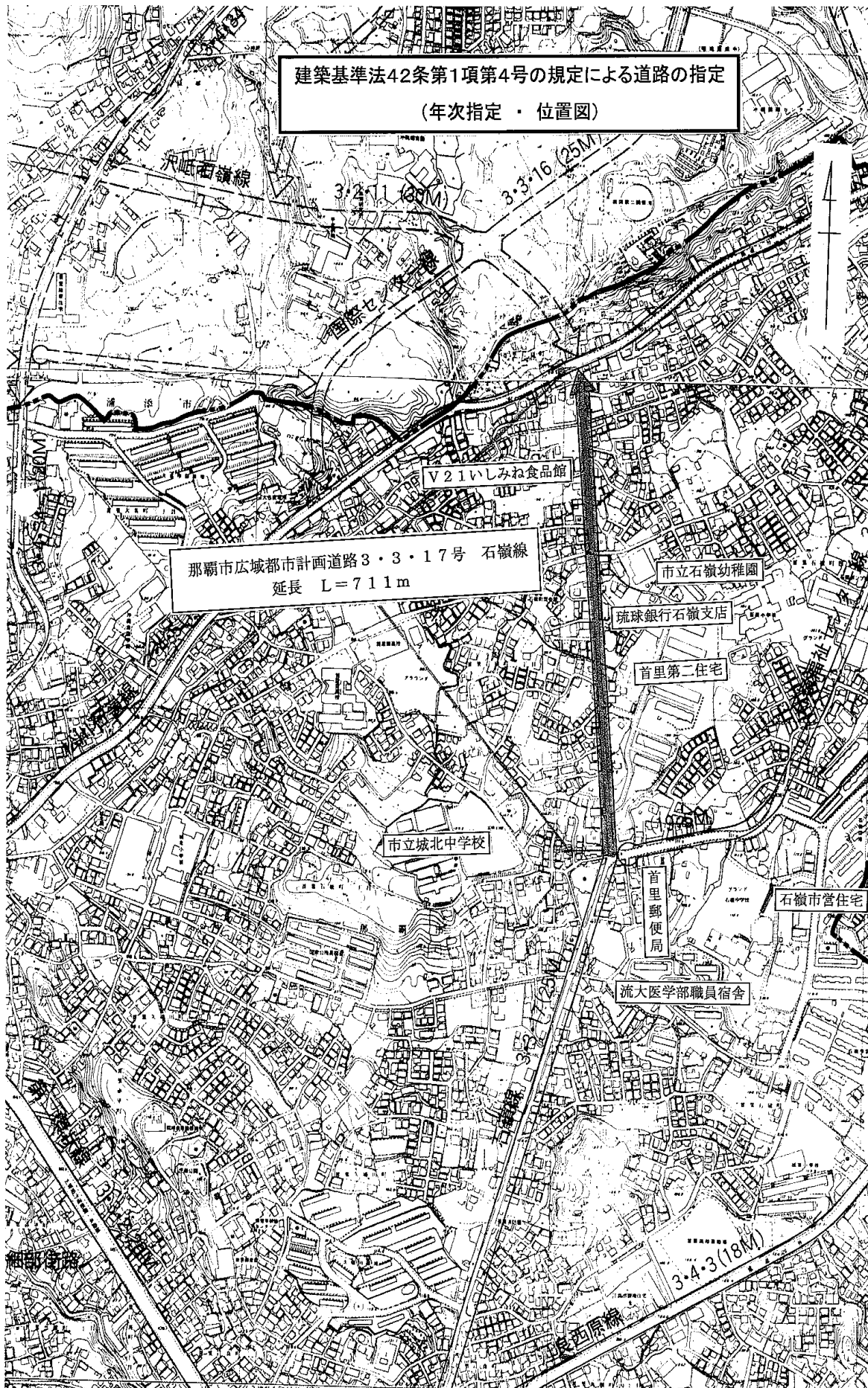
建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 3・3・17 号石嶺線	711m	25.0m ~ 26.4m	別図参照



那覇市告示第 1 6 7 号
平成 2 0 年 3 月 1 8 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 6 8 号
平成 2 0 年 3 月 1 9 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 2 号
平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年(2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 19 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,015,559 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,435,488 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の廃止及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		38,496,283	4,596	38,491,687
	1 市民税	17,507,007	243,134	17,263,873
	2 固定資産税	17,589,805	58,376	17,648,181
	3 軽自動車税	385,288	3,257	382,031
	4 市たばこ税	2,277,309	184,763	2,462,072
	7 入湯税	25,723	1,874	23,849
	8 事業所税	711,147	530	711,677
3 利子割交付金		61,276	54,590	115,866
	1 利子割交付金	61,276	54,590	115,866
4 配当割交付金		77,805	30,331	108,136
	1 配当割交付金	77,805	30,331	108,136
5 株式等譲渡所得割交付金		48,280	16,368	31,912
	1 株式等譲渡所得割交付金	48,280	16,368	31,912
6 地方消費税交付金		2,861,524	81,915	2,779,609
	1 地方消費税交付金	2,861,524	81,915	2,779,609
7 自動車取得税交付金		230,095	24,284	205,811
	1 自動車取得税交付金	230,095	24,284	205,811
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,163	13,515	307,678
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,163	13,515	307,678
12 分担金及び負担金		1,199,041	98,568	1,297,609
	2 負担金	1,199,040	98,568	1,297,608
13 使用料及び手数料		2,720,794	87,633	2,633,161
	1 使用料	2,038,221	6,492	2,031,729
	2 手数料	682,573	81,141	601,432
14 国庫支出金		24,511,820	253,452	24,258,368
	1 国庫負担金	16,501,704	372,683	16,129,021

	2 国庫補助金	7,900,013	121,575	8,021,588
	3 委託金	110,103	2,344	107,759
15 県支出金		6,096,640	192,887	5,903,753
	1 県負担金	4,471,796	150,182	4,321,614
	2 県補助金	977,360	79,664	897,696
	3 委託金	647,484	36,959	684,443
16 財産収入		7,359,414	176,739	7,536,153
	1 財産運用収入	240,589	72,165	312,754
	2 財産売却収入	7,118,825	104,574	7,223,399
18 繰入金		4,750,638	1,608,994	3,141,644
	1 特別会計繰入金	135,108	3,394	138,502
	2 基金繰入金	4,615,529	1,612,388	3,003,141
19 繰越金		1,148,391	575,377	1,723,768
	1 繰越金	1,148,391	575,377	1,723,768
20 諸収入		2,256,459	55,450	2,311,909
	1 延滞金加算金及び過料	74,366	26,776	101,142
	2 市預金利子	381	3,419	3,800
	3 貸付金元利収入	973,933	22,391	996,324
	4 受託事業収入	197,973	17,007	180,966
	5 雑入	1,009,806	19,871	1,029,677
21 市債		9,222,400	250,000	9,472,400
	1 市債	9,222,400	250,000	9,472,400
歳 入 合 計		113,451,047	1,015,559	112,435,488

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,444,811	40,690	13,485,501
	1 総務管理費	10,968,886	85,359	11,054,245
	2 徴税費	1,234,724	6,908	1,227,816
	3 戸籍住民基本台帳費	853,902	2,779	851,123
	4 選挙費	232,109	29,142	202,967
	5 統計調査費	58,132	5,840	52,292
3 民生費		42,736,362	1,021,943	41,714,419
	1 社会福祉費	14,409,407	472,537	13,936,870
	2 児童福祉費	14,168,372	547,506	13,620,866
	3 生活保護費	14,158,582	1,900	14,156,682
4 衛生費		6,732,238	188,701	6,543,537
	1 保健衛生費	2,763,056	7,991	2,755,065

	2 清掃費	3,969,182	180,710	3,788,472
7 商工費		1,167,615	9,341	1,158,274
	1 商工費	1,167,615	9,341	1,158,274
8 土木費		16,550,460	212,573	16,337,887
	1 土木管理費	361,520	19,845	341,675
	2 道路橋りょう費	1,302,257	62,622	1,239,635
	5 都市計画費	9,890,557	29,350	9,861,207
	6 住宅費	4,139,348	100,756	4,038,592
9 消防費		4,170,927	36,534	4,134,393
	1 消防費	4,170,927	36,534	4,134,393
10 教育費		11,668,548	423,100	12,091,648
	1 教育総務費	1,683,119	13,692	1,669,427
	2 小学校費	2,931,279	46,068	2,885,211
	3 中学校費	2,477,144	248,279	2,228,865
	4 幼稚園費	893,289	236,559	656,730
	5 社会教育費	1,328,883	28,533	1,300,350
	6 保健体育費	2,354,834	92,965	2,261,869
12 公債費		15,821,478	10,257	15,811,221
	1 公債費	15,821,478	10,257	15,811,221
歳 出 合 計		113,451,047	1,015,559	112,435,488

第 2 表 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			9,579
	1 総務管理費		9,579
		男女共同参画計画推進事業	599
		管財事務費	1,780
		新庁舎基本構想及び基本計画策定事業	7,200
3 民生費			33,900
	1 社会福祉費		1,355
		社会福祉施設整備事業補助金	1,355
	2 児童福祉費		32,545
		児童福祉総務補助(認可保育園創設、改築)	32,545
8 土木費			4,791,748
	1 土木管理費		3,000
		特殊地下壕対策事業	3,000
	2 道路橋りょう費		225,806
		道路維持事業	26,154

		里道整備事業	4,900
		道路新設改良事業(防衛単独)	36,370
		道路新設改良事業(臨時交付金・単独)	6,351
		道路新設改良事業(通常)	109,722
		交通安全施設整備事業(補助事業)	3,236
		交通安全施設整備事業(単独事業)	39,073
	5 都市計画費		2,793,201
		街なみ環境整備事業	5,200
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	546,446
		街路整備事業(補助)	997,744
		街路整備事業(臨・交)	28,702
		公園整備事業事務費	2,000
		公園整備事業(補助事業)	1,189,611
		公園文化財発掘調査	14,246
		公園リノベーション整備事業	9,252
	6 住宅費		1,769,741
		石嶺市営住宅建替事業	1,412,188
		識名市営住宅建替事業	354,375
		住宅関連基礎調査事業	3,178
10 教育費		2,019,790	
2 小学校費		147,870	
	城岳小学校屋内運動場危険建物改築工事	147,870	
3 中学校費		1,593,486	
	上山中学校校舎建設事業	1,331,977	
	松島中学校校舎建設事業	261,509	
4 幼稚園費		242,956	
	高良幼稚園園舎建設事業	242,956	
5 社会教育費		35,478	
	那覇港湾提供施設内管理棟改築工事に係る発掘調査	10,134	
	陸上自衛隊車両整備工場建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	25,344	
合 計		6,855,017	

第 3 表 債務負担行為補正

1 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
久場川保育所実施設計・工事監理業務委託料 (こども政策課)	平成 20 年度	4,461

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
マテリアルサイクル施設整備計画 支援業務委託(環境政策課)	平成 20 年度	22,163	平成 20 年度	25,390
自動車リース料 (土木管理事務所)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	5,956	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	5,956

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 一般廃棄物 処理事業	204,000	普通貸借 又は証券 発行(登録 公債)	年8%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び公 営企業金 融公庫資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	償 還 期 間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償 還 方 法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 た だ し、財 政の都合に より、据置 期間中であ っても繰上 償還し、償 還年限を変 更し、又は 借り換える ことができる。	198,300	補正前に 同じ		
3 道路整備事業	242,700				234,500			
4 都市計画事業	1,935,800				1,943,800			
5 都市公園 整備事業	919,300				910,300			
6 市営住宅 建設事業	906,300				879,300			
8 教育施設 整備事業	1,326,600				1,618,500			

那 霸 市 告 示 第 3 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 19 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 3 , 5 8 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 8 7 7 , 8 6 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 357,000	千円 1,980	千円 358,980
	1 真嘉比古島第二 国庫補助金	357,000	1,980	358,980
4 繰入金		2,215,092	29,221	2,244,313
	6 真嘉比古島第二 繰入金	2,140,935	1,280	2,139,655
	9 基金繰入金	19,792	30,501	50,293
7 保留地処分 金		222,683	154,766	67,917
	3 小禄南保留地処 分金	22,683	22,683	0
	4 真嘉比古島第二 保留地処分金	200,000	132,083	67,917
8 清算徴収金		17,149	884	18,033
	5 真嘉比古島第一 地区清算徴収金	1,539	3,124	4,663
	6 壺川清算徴収金	12,116	1,572	10,544
	7 小禄南清算徴収 金	3,493	668	2,825

9 分担金及び 負担金		180,000	900	179,100
	4 真嘉比古島第二 負担金	180,000	900	179,100
歳 入	合 計	3,001,443	123,581	2,877,862

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整 理事業費		千円 2,944,611	千円 125,404	千円 2,819,207
	1 真嘉比古島第一 地区土地区画整 理費	16,768	630	17,398
	2 壺川土地区画整 理費	10,405	825	11,230
	3 小禄金城土地区 画整理費	1	477	478
	4 真嘉比古島第二 土地区画整理費	2,883,681	103,500	2,780,181
	5 小禄南土地区画 整理費	33,756	23,836	9,920
3 清算費		19,206	1,823	21,029
	4 真嘉比古島第一 地区清算費	1,541	4,063	5,604
	5 壺川清算費	14,167	1,572	12,595
	6 小禄南清算費	3,495	668	2,827
歳 出	合 計	3,011,443	123,581	2,877,862

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画整理事 業費			797,504
	1 真嘉比古島第一 地区土地区画整 理費		7,994
		真嘉比古島第一事 業費 (単独)	7,994
	4 真嘉比古島第二 土地区画整理費		789,510
		真嘉比古島第二事 業費 (補助)	107,861
		真嘉比古島第二事 業費 (単独)	681,649
合 計		797,504	

那 覇 市 告 示 第 4 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 19 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 230,780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,263,147 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円	千円	千円
		9,524,490	11,101	9,535,591
	1 国民健康保険税	9,524,490	11,101	9,535,591
2 国庫支出金		13,382,669	174,234	13,556,903
	1 国庫負担金	8,363,718	111,330	8,475,048
	2 国庫補助金	5,018,951	62,904	5,081,855
4 療養給付費等交付金		5,074,008	92,589	4,981,419
	1 療養給付費等交付金	5,074,008	92,589	4,981,419
5 県支出金		1,709,661	18,255	1,727,916
	1 県補助金	1,523,931	18,255	1,542,186
6 共同業交付金		4,920,591	28,044	4,948,635
	1 共同事業交付金	4,920,591	28,044	4,948,635
8 繰入金		4,044,258	91,735	4,135,993
	1 他会計繰入金	4,044,257	60,202	3,984,055
	2 基金繰入金	1	151,937	151,938
歳 入 合 計		39,032,367	230,780	39,263,147

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 709,874	千円 50	千円 709,824
	1 総務管理費	523,338	1,050	524,388
	2 徴税費	114,887	1,100	113,787
2 保険給付費		22,114,672	218,068	22,332,740
	1 療養諸費	19,322,615	74,956	19,397,571
	2 高額療養費	2,421,255	160,012	2,581,267
	3 出産育児諸費	336,000	16,900	319,100
6 保健事業費		122,350	1,034	123,384
	1 保健事業費	122,350	1,034	123,384
8 諸支出金		379,082	11,728	390,810
	1 償還金及び還付加算金	379,081	11,728	390,809
歳 出 合 計		39,032,367	230,780	39,263,147

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 19 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5 , 2 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 , 1 4 5 , 4 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		千円 2,477,418	千円 176	千円 2,477,242
	1 介護保険料	2,477,418	176	2,477,242
3 国庫支出金		3,199,193	55,606	3,254,799
	1 国庫負担金	2,394,980	18,378	2,413,358
	2 国庫補助金	804,213	37,228	841,441
4 支払基金交付金		4,227,990	31,000	4,258,990
	1 支払基金交付金	4,227,990	31,000	4,258,990
5 県支出金		2,019,140	13,855	2,032,995
	1 県負担金	1,962,261	14,122	1,976,383
	3 県補助金	56,878	267	56,611
6 財産収入		962	3,262	4,224
	1 財産運用収入	962	3,262	4,224
7 繰入金		2,496,132	29,774	2,525,906
	1 他会計繰入金	2,217,739	1,899	2,215,840
	2 基金繰入金	278,393	31,673	310,066
11 サービス収入		133,860	28,118	105,742
	1 予防給付費収入	133,860	28,118	105,742
歳 入	合 計	15,040,282	105,203	15,145,485

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 489,925	千円 18,480	千円 508,405
	1 総務管理費	256,252	30,680	286,932
	2 徴収費	36,227	0	36,227
	3 介護認定審査会費	197,446	12,200	185,246
2 保険給付費		13,406,894	100,000	13,506,894
	1 介護サービス等諸費	12,175,186	272,681	12,447,867
	2 介護予防サービス等諸費	1,211,158	172,681	1,038,477
4 基金積立金		313,396	3,303	316,699
	1 基金積立金	313,396	3,303	316,699
5 地域支援事業費		455,724	16,219	439,505
	2 包括的支援事業・任意事業費	340,874	16,219	324,655
6 諸支出金		210,924	361	210,563
	2 繰出金	72,810	361	72,449
歳 出	合 計	15,040,282	105,203	15,145,485

那 霸 市 告 示 第 6 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市一般会計予算

平成 20 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,311,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		39,338,956
	1 市民税	17,275,873
	2 固定資産税	18,467,559
	3 軽自動車税	407,646
	4 市たばこ税	2,446,304
	5 鉱産税	1

	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	23,849
	8 事業所税	717,721
2 地方譲与税		799,749
	2 自動車重量譲与税	457,950
	3 地方道路譲与税	160,131
	4 特別とん譲与税	8,041
	5 航空機燃料譲与税	173,627
3 利子割交付金		104,982
	1 利子割交付金	104,982
4 配当割交付金		81,318
	1 配当割交付金	81,318
5 株式等譲渡所得割交付金		31,746
	1 株式等譲渡所得割交付金	31,746
6 地方消費税交付金		2,737,314
	1 地方消費税交付金	2,737,314
7 自動車取得税交付金		210,094
	1 自動車取得税交付金	210,094
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,678
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,678
9 地方特例交付金		441,578
	1 地方特例交付金	277,790
	2 特別交付金	163,788
10 地方交付税		11,053,669
	1 地方交付税	11,053,669
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 分担金及び負担金		2,147,781
	1 分担金	1
	2 負担金	2,147,780
13 使用料及び手数料		2,705,785
	1 使用料	2,036,769
	2 手数料	669,016
14 国庫支出金		25,494,182
	1 国庫負担金	16,276,572
	2 国庫補助金	9,111,455
	3 委託金	106,155
15 県支出金		6,194,056
	1 県負担金	4,669,330
	2 県補助金	951,523
	3 委託金	573,203
16 財産収入		432,763
	1 財産運用収入	279,103
	2 財産売払収入	153,660

17 寄附金		19,038
	1 寄附金	19,038
18 繰入金		5,494,639
	1 特別会計繰入金	22,585
	2 基金繰入金	5,472,053
	3 基金借入金	1
19 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
20 諸収入		2,970,072
	1 延滞金加算金及び過料	80,955
	2 市預金利子	1,197
	3 貸付金元利収入	1,900,645
	4 受託事業収入	108,702
	5 雑入	878,573
21 市債		13,295,600
	1 市債	13,295,600
歳 入 合 計		114,311,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		743,924
	1 議会費	743,924
2 総務費		15,988,972
	1 総務管理費	13,579,642
	2 徴税費	1,197,925
	3 戸籍住民基本台帳費	857,427
	4 選挙費	211,658
	5 統計調査費	48,748
	6 監査委員費	93,572
3 民生費		42,983,143
	1 社会福祉費	14,814,793
	2 児童福祉費	14,142,136
	3 生活保護費	14,026,213
	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,643,243
	1 保健衛生費	4,310,878
	2 清掃費	4,332,365
5 労働費		43,994
	2 労働諸費	43,994
6 農林水産業費		96,108
	1 農業費	45,430
	2 林業費	120
	3 水産業費	50,558
7 商工費		755,351
	1 商工費	755,351

8 土木費		16,440,197
	1 土木管理費	356,773
	2 道路橋りょう費	1,241,640
	3 河川水路費	105,081
	4 港湾費	707,174
	5 都市計画費	8,565,888
	6 住宅費	5,463,641
9 消防費		2,577,150
	1 消防費	2,577,150
10 教育費		12,818,680
	1 教育総務費	1,856,322
	2 小学校費	2,382,991
	3 中学校費	1,473,109
	4 幼稚園費	1,032,069
	5 社会教育費	1,339,500
	6 保健体育費	4,734,689
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		13,094,490
	1 公債費	13,094,490
13 諸支出金		55,744
	1 普通財産取得費	55,743
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		114,311,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
F A X 賃借料 (総務課)	平成 21 年度から 平成 24 年度まで	384
デジタル M C A 無線システムリース料 (総務課)	平成 21 年度から 平成 26 年度まで	5,734
I P 電話機追加賃借料 (管財課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,237
平成 20 年度入替端末リース (情報政策課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	35,732
銘苅庁舎ネットワークシステム賃借料 (情報政策課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	3,080
平成 20 年度情報政策課パソコン等賃借料 (情報政策課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	5,697

新文書管理・庶務管理システム保守料 (情報政策課)	平成21年度から 平成25年度まで	39,501
新文書管理・庶務管理システム賃借料 (情報政策課)	平成21年度から 平成25年度まで	49,433
新L G W A Nサービス提供装置賃借料 (情報政策課)	平成21年度から 平成25年度まで	5,670
新庁舎基本設計・実施設計業務委託 (新庁舎建設準備室)	平成21年度	101,570
本庁舎仮移転事業(新庁舎建設準備室)	平成20年度から 平成23年度まで	687,268
デジタル複合機賃借料(財政課)	平成21年度から 平成24年度まで	3,640
市県民税パンチ委託料(市民税課)	平成21年度	700
納付催告センター運営委託事業(納税課)	平成21年度から 平成22年度まで	37,800
納付催告センター機器等賃借料(納税課)	平成21年度から 平成24年度まで	23,280
市民会館複写機賃借料(文化振興課)	平成21年度から 平成22年度まで	954
歴史博物館F A X賃借料(歴史博物館)	平成21年度から 平成24年度まで	320
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工振興課)	平成21年度から 平成31年度まで	保証融資額のうち 沖縄県信用保証協会が金融機 関に代位弁済した額から中小企 業金融公庫が補填する額を差し 引いた額
使用料及び賃借料F A Xリース料 (労働農水課)	平成21年度から 平成24年度まで	303
リサイクルプラザ啓発推進事業 (環境政策課)	平成21年度から 平成22年度まで	112
家庭ごみ有料化事業(環境政策課)	平成21年度	11,706
し尿等下水道放流施設警備業務委託 (環境政策課)	平成21年度から 平成22年度まで	668
資源化推進センター建設工事(環境政策課)	平成21年度	773,028
資源化センター建設工事施工監理業務委託 (環境政策課)	平成21年度	22,018
「健康なは21」推進運営委託事業 (健康推進課)	平成21年度	3,360
レーザープリンター一式リース料 (健康推進課)	平成21年度から 平成22年度まで	234

複写機賃借料(2台)(福祉政策課)	平成21年度から 平成24年度まで	3,024
軽自動車賃借料(障害福祉課)	平成21年度から 平成24年度まで	820
緊急通報システム事業業務委託契約 (チャージんじゅう課)	平成21年度から 平成22年度まで	11,088
久場川保育所建設事業(こども政策課)	平成21年度	115,593
次世代育成支援行動計画(後期)策定事業 (こども政策課)	平成21年度	2,253
工事契約システム保守料金(契約検査室)	平成21年度	504
電子入札コアシステムアウトソーシングサ ービス契約(契約検査室)	平成21年度	5,570
コアシステム利用料(契約検査室)	平成21年度	567
J C I S 利用料(契約検査室)	平成21年度	187
保管管理システムリース(契約検査室)	平成21年度から 平成23年度まで	2,801
パソコン機器リース料(道路建設課)	平成21年度から 平成23年度まで	1,520
OA機器リース料(その1)(花とみどり課)	平成21年度から 平成23年度まで	1,870
OA機器リース料(その2)(花とみどり課)	平成21年度から 平成23年度まで	1,650
久場川市営住宅第2期建替事業 (建築工事課)	平成21年度から 平成22年度まで	2,755,408
石嶺市営住宅第2期建替事業(昇降機・太 陽光発電)(建築工事課)	平成21年度	145,807
宇栄原市営住宅第1期建替事業 (建築工事課)	平成21年度から 平成22年度まで	3,213,946
識名市営住宅建替事業(昇降機、電波障害) (建築工事課)	平成21年度	35,884
パソコンリース(宇栄原市営住宅建替事業) (建築工事課)	平成21年度から 平成22年度まで	868
OA機器リース(宇栄原市営住宅建替事業) (建築工事課)	平成21年度から 平成24年度まで	1,008
緑化センター棟機械警備業務(公園管理室)	平成21年度から 平成22年度まで	606
軽自動車リース料(市営住宅室)	平成21年度から 平成25年度まで	2,267
牧志・安里公民館図書館(仮称)設置事業 (生涯学習課)	平成21年度から 平成23年度まで	809,920
印刷機リース料(中央公民館)	平成21年度から 平成25年度まで	2,326

若狭図書館・公民館冷房機器取替事業 (中央図書館)	平成 21 年度から 平成 27 年度まで	17,521
奥武山野球場の整備(市民スポーツ課)	平成 21 年度	1,507,781
野球場博物館展示制作(市民スポーツ課)	平成 21 年度	33,000
平成 20 年度小学校教育用コンピュータ機 器等リース料(学校教育課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	45,752
保守点検用OA機器他のリース料 (教育研究所)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	1,000
保守点検巡回用車両リース料(教育研究所)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	1,171
小学校複写機リース料(学務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,284
小学校印刷機リース料(学務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	4,267
中学校複写機リース料(学務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,546
中学校印刷機リース料(学務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,846
食器類リース(学校給食センター)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	3,987
事務連絡車リース(学校給食センター)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	2,471
焼物機リース(学校給食センター)	平成 21 年度から 平成 29 年度まで	18,142
消防用ホースリース(消防本部総務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	1,495
防火衣(セパレートタイプ)リース事業 (消防本部総務課)	平成 21 年度から 平成 25 年度まで	37,386
複写器賃借料(議会事務局)	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	2,446
プリンター賃借料(議会事務局)	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	104
ファクシミリ賃借料(議会事務局)	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	1,458

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共用地取得事業	5,259,700	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 %以内(た だし、利率見直 し方式で借り 入れる政府資 金及び公営企 業金融公庫資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率)	償還期間は、 据置期間を含 め 30 年以内と する。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中 あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。
2 社会福祉施設整備事業	49,600			
3 一般廃棄物処理事業	260,800			
4 病院事業貸付金	290,000			
5 道路整備事業	243,300			
6 都市計画事業	1,683,000			
7 都市公園整備事業	674,700			
8 市営住宅建設事業	1,350,500			
9 消防施設整備事業	24,200			
10 教育施設整備事業	1,226,700			
11 臨時財政対策債	2,233,100			
計	13,295,600			

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 20 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,015,456 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負
担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行
為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 4
	3 小禄金城手数料	1
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1
	6 壺川手数料	1
	7 小禄南手数料	1
2 国庫支出金		570,000
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	570,000
3 財産収入		176
	1 壺川財産運用収入	8
	4 小禄南財産運用収入	34
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	134
4 繰入金		2,114,101
	1 総務管理繰入金	1,435
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,111,652
	9 基金繰入金	1,014
5 繰越金		9
	1 総務管理繰越金	1
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	4 壺川繰越金	1
	5 小禄金城繰越金	1
	7 小禄南繰越金	2
	8 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		6
	4 総務管理雑入	1
	8 真嘉比古島第二雑入	1
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	14 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		222,683
	3 小禄南保留地処分金	22,683

8 清算徴収金	4 真嘉比古島第二保留地処分金	200,000
		9,192
	1 寄宮地区清算徴収金	1
	3 小禄金城清算徴収金	1
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,819
	6 壺川清算徴収金	4,163
	7 小禄南清算徴収金	2,208
9 分担金及び負担金		97,000
	4 真嘉比古島第二負担金	97,000
11 県支出金		2,285
	1 県委託金	385
	2 県補助金	1,900
歳 入 合 計		3,015,456

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 1,292
	1 総務管理費	1,292
2 土地区画整理事業費		3,044,603
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1
	2 壺川土地区画整理費	544
	3 小禄金城土地区画整理費	1
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,980,905
	5 小禄南土地区画整理費	23,152
3 清算費		9,200
	1 寄宮地区清算費	1
	3 小禄金城清算費	3
	4 真嘉比古島第一地区清算費	2,821
	5 壺川清算費	4,165
	6 小禄南清算費	2,210
5 基金積立金		181
	1 壺川基金積立金	9
	2 小禄南基金積立金	35
	3 小禄金城基金積立金	1
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	1
	5 真嘉比古島第二基金積立金	135
6 予備費		180
	1 予備費	180
歳 出 合 計		3,015,456

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
嘉比古島第二土地区画整理費 パソコン等機器賃借料	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	768
真嘉比古島第二土地区画整理費 複写機賃借料	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	2,908
真嘉比古島第二土地区画整理費 公用自動車賃借料	平成 2 1 年度から 平成 2 4 年度まで	2,724
真嘉比古島第二土地区画整理費 仮設住宅 (1 ・ 2 号棟) 用地賃借料	平成 2 1 年度	3,211

那 覇 市 告 示 第 8 号
平成 2 0 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川 3 - 2 - 5	自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二・大名・久場川・汀良・真地・識名・樋川・安謝・安謝第一・壺川東改良・田原
高良 恵 美	那覇市 小禄 1 - 19 - 20	自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺川・辻・東・若狭改良・若松・小禄

那 覇 市 告 示 第 9 号
平成 2 0 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委 託 業 者 名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西1丁目19番7号	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

那覇市告示第10号

平成20年4月1日

平成20年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により平成20年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎4番地の14 電 話 945 - 5115
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名1169 電 話 834 - 1414
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 875 - 3777
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749番地 電 話 994 - 3951
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 863 - 2773
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間425番地 電 話 833 - 1901
株式会社 タカダ 代表取締役 高田恵喜	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 875 - 3121

公 告

那覇市公告第200号
平成20年3月5日
掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和59年条例第22号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画地区計画
- 2 都市計画の名称
 - (1) 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画
 - (2) 那覇市小禄南地区地区計画
- 3 都市計画を定める土地の位置及び区域
 - (1) 那覇市字宇栄原の一部
 - (2) 那覇市字小禄、字宇栄原の一部
- 4 都市計画の原案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
- 5 縦覧期間
平成20年3月5日(水)から平成20年3月19日(水)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土・日曜日及び祝日は除く)
- 6 意見書の提出期間
平成20年3月5日(水)から平成20年3月26日(水)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土・日曜日及び祝日は除く)

那覇市公告第203号
平成20年3月7日
掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 認定番号

第 H 1 9 認定通知那覇市 0 0 0 0 0 3 号

2 認定年月日

平成 20 年 3 月 7 日

3 対象区域等の地名地番

那覇市首里石嶺町二丁目 70 番、70 番 2 の一部、127 番の一部、132 番の一部、
首里石嶺町四丁目 335 番の一部、335 番 3 の一部、
中頭郡西原町字幸地上安次座 996 番 2、997 番 2、998 番 2 の一部

4 縦覧に供する場所

那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F

那覇市公告第 2 0 7 号

平成 2 0 年 3 月 1 3 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 7・7・那 2 0 号 金城西線

2 施行者の名称

那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成20年3月13日～平成22年3月31日

那覇市公告第208号
平成20年3月13日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・1号 小禄赤嶺線

2 施行者の名称

那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成20年3月13日～平成21年3月31日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第2号

平成 20 年 2 月 28 日

施 行 済

那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき那覇市消防本部に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(任用の基準)

第2条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。

- (1) 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第7号に定める職員をいう。以下同じ。)が育児休業する場合
- (2) 定数職員が分べん休暇を受ける場合
- (3) 定数職員が1月以上の期間地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合
- (4) 定数職員が1月以上の期間療養休暇を受ける場合
- (5) 定数職員が継続して1月以上の期間那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第11条の規定により介護休暇を受ける場合
- (6) 定数職員が外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第2条第1項の規定により派遣される場合

(7) 前各号に掲げる場合を除くほか、消防長が必要と認める場合

(任用候補者名簿)

第3条 総務課長は、臨時職員の確保を図るため臨時職員任用候補者名簿を作成するものとする。

2 前項に規定する臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望するもので、原則として60歳未満の者を登載するものとする。

3 前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。

4 第1項の規定による臨時職員任用候補者名簿の登載有効期間は、1年とする。

(任用手続)

第4条 課の長又は署長（以下「課長等」という。）は、臨時職員を任用しようとするときは、任用予定日の10日前までに臨時職員任用申請書（以下「申請書」という。）を総務課長に提出しなければならない。

2 臨時職員の任用は、臨時職員任用通知書を交付して行う。

(任用の制限)

第5条 臨時職員としての通算する在職期間が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時職員となることができない。

2 前項に規定する臨時職員としての通算する在職期間には、退職した日から再び臨時職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

(解雇)

第6条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、消防長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 私傷病により7日以上引き続き欠勤した場合

(2) 私事欠勤（私傷病による欠勤を除く。）が通算して5日を超えた場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(準用規定等)

第7条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専

念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下次項において「那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「消防長」と読み替えるものとする。

- 2 臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第9条の2まで及び第10条から第13条までの規定が適用されるものとする。

(その他)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が定める。

付 則

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号
平成20年3月5日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程（平成元年水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の給与)</p> <p>第2条 職員(次項に規定する職員を除く。)の給与については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の別表第1の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 技工長及び技工の給与については、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の規定の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(職員の給与)</p> <p>第2条 職員(次項に規定する職員を除く。)の給与については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の別表第1の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 技工長及び技工の給与については、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の規定の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>(給料の調整等)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項の規定により例によることとされている事項のうち、給料の調整を行う職、調整額等については、配水課に勤務する職員で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された者について行うものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局企業職員給与規程は、平成19年4月1日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 3 号
平成 2 0 年 3 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 4 1 2 号
指定工事店名	有限会社 同志建設工業
営業所所在地	西原町字翁長 7 4 番地
代表者名	島袋 敏
有効期間	自 平成 2 0 年 3 月 5 日 至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 2 9 号
平成 2 0 年 3 月 1 9 日
掲 示 済

那覇市流域関連公共下水道事業計画変更の公告について

下水道法施行令(昭和三十四年四月二十二日政令第百四十七号)第 3 条の規定に基づき、那覇市流域関連公共下水道事業計画変更に関して、次のとおり公告に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

- 1 施行者の名称
那覇市
- 2 下水道事業の種類
那覇市流域関連公共下水道事業
- 3 処理区名称
中部流域下水道那覇処理区
- 4 変更内容
赤嶺ポンプ場の発電室追加 (汚水)
再生水事業の配水区域の追加
- 5 完了予定年月日
平成 2 1 年 3 月 3 1 日
- 6 実施場所
那覇市字赤嶺地内 (赤嶺ポンプ場発電室)
那覇市字安里、安里 1 丁目、安里 2 丁目地内 (再生水事業)
- 7 意見提出の要領
これらの事項に関しご意見のある方は、平成 2 0 年 3 月 2 7 日 (木) までにつ
ぎのあて先に申し出てください。

郵送 〒900-0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号 下水道課
T E L 0 9 8 - 9 4 1 - 7 8 0 8
F A X 0 9 8 - 9 4 1 - 7 8 2 8

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 6 号
平成 2 0 年 3 月 1 7 日
公 布 済

那覇市就学指導委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市就学指導委員会規則等の一部を改正する規則

(那覇市就学指導委員会規則の一部改正)

第1条 那覇市就学指導委員会規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) [略] (2) 特殊学級担当教諭 (3)～(4) [略] (5) 特殊教育諸学校教諭 (6) [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 特別支援学級担当教諭 (3)～(4) [略] (5) 特別支援学校教諭 (6) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部改正)

第2条 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(校長の職務代理) 第21条 法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) [略] 2 [略]	(校長の職務代理) 第21条 法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又はその職務を行う場合は、次の場合とする。 (1)～(2) [略] 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市認定就学者の認定に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市認定就学者の認定に関する規則(平成14年那覇市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 [略]

(1) 就学基準 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から <u>盲・聾・養護学校</u> に就学すべき障害の程度をいう。	(1) 就学基準 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から <u>特別支援学校</u> に就学すべき障害の程度をいう。
(2) [略]	(2) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。